

# 甲南女子大学動物実験規程

制定 平成22年9月29日

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、甲南女子大学（以下「本学」という。）における動物実験の適正な実施・運用・管理について定めるものである。

(趣旨)

- 第1条 この規程は、本学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与え

ない方法によって行わなければならないことをいう。)の3R  
(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施し  
なければならない。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところに  
よる。

- (1) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設で飼  
育又は保管しているラット・マウスのことをいう。
- (2) 「動物実験」とは、教育・研究の利用に供するため、実験動  
物に何らかの拘束又は処置を施すことをいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を  
行う施設をいう。
- (4) 「実験者」とは、動物実験を立案し実施し、かつ実験動物の  
飼育又は保管に従事する者をいう。
- (5) 「管理者」とは、動物実験を実施するために、施設を使用及  
び管理する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において行われるすべての動物実験に適用  
する。

(組織)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施に関わる最終的な  
責任を有する。

- 2 本学に、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、自己  
点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する  
諮問・助言・実施組織として、甲南女子大学動物実験委員会（以  
下「委員会」という。）を置く。

(動物実験委員会)

第5条 委員会については、「甲南女子大学動物実験委員会規程」の  
定めるところによる。

(実験計画の立案)

第6条 実験者は、動物実験計画の立案及び実験方法の検討に当たって、動物実験の範囲を教育・研究の目的に必要な最小限度にとどめるため、委員会委員等動物実験の専門家（以下「動物実験専門家」）に助言を求めるなど、有効かつ適切な実験を行うよう努めなければならない。

2 実験者は、供試動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度及び再現性を左右する供試動物の数及び飼育条件等を考慮しなければならない。

(動物実験計画書)

第7条 実験者が動物実験を行うに当たっては、動物実験計画を立案し、動物実験計画書（様式第1号）により委員会の審査を経て学長の承認を得るものとする。

(実験動物の検収及び検疫)

第8条 実験者は、実験動物の検収に当たっては、発注条件、異常又は死亡の有無等を確認するとともに、実験動物の状態、輸送方法及び輸送時間等を記録しなければならない。

2 実験者は、必要に応じて検疫を行わなければならない。

(実験動物の飼育及び管理)

第9条 実験者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、適切な給餌、給水及び健康観察等の飼育管理を行わなければならない。

2 実験者は、施設への導入時から実験終了時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を子細に観察するとともに、健康状態等に応じた適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第10条 実験者は、実験操作に当たっては、麻酔等の手段を用いて実験動物に無用な苦痛を与えないよう努め、必要に応じて動物実験専門家の指導・助言を求めるものとする。

2 動物実験責任者は、実験実施後、動物実験実施報告書（様式第

2号)により、実験成果、計画からの変更の有無について学長に報告するとする。

(実験終了後の処置)

第11条 実験者は、実験を終了した動物の処置については、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和55年総理府告示第6号)及び「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)の定めるところにより行わなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第12条 実験者は、物理的、化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験においては、人の安全への配慮とともに、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれないよう十分配慮しなければならない。

2 実験者は、施設及び設備の状況を踏まえて、実験施設外への環境汚染の防止のために特段の注意を払わなければならない。

(緊急時の措置)

第13条 実験者は、地震、火災その他災害のため実験動物が逃亡し、危害を加えたり又はそのおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに学長に状況を報告し、その指示を受けなければならない。

(施設、設備及び組織の整備)

第14条 学長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために、必要な施設・設備の整備等の条件整備に努めなければならない。

(施設の廃止)

第15条 管理者は、施設等の廃止に当たり、飼養保管施設及び実験室の廃止を委員会に届け、学長の許可を得なければならない。

2 管理者は、飼養保管中の実験動物がある場合は実験者と協力し、他の施設等に譲り渡すように努めるものとする。

(教育訓練)

第 16 条 実験者及び管理者は所定の教育訓練を受けなければならない。

(自己点検および評価)

第 17 条 委員会は、動物実験に関する必要な事項が、すべて法、基本指針等へ適合していることを管理者を通じ、自己点検・評価し、学長に報告するものとする。

(情報公開)

第 18 条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)は、印刷物又は適切と判断された方法で公表するものとする。

(英語表示)

第 19 条 この規程の英語表示は、「Guidelines for Animal Experimentation at Konan Women's University」とする。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て、大学評議会の議決により行なう。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、動物実験の適正な実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

様式 略